

## 横浜創英大学 公的研究費の使用に関する行動規範

平成 28 年 4 月  
学 長

この行動規範は、「横浜創英大学 公的研究費の管理・監査に関する規程」に基づき、公的研究費を使用する上での本学の教職員としての取り組みの指針を明らかにするものである。

1. 教職員等は、公的研究費の使用にあたり、当該配分機関が定める各種規則、関係する法令・通知等および本学が定める規程等を遵守しなければならない。
2. 教職員等は、公的研究費が国民の税金等で賄われていることを認識し、適正かつ効率的な執行、管理に努めなければならない。
3. 研究者は、個人の発意で提案、採択された研究課題であっても、その公的資金は機関による管理が必要であることを認識し、公正に使用しなければならない。
4. 事務職員は、関係法令等の知識習得、事務手続き及び使用ルールを十分に理解し、公的研究費の適正な執行を確保し、研究者の効率的な研究遂行を支援するように努めなければならない。
5. 教職員等は、公的研究費の使用にあたり、取引業者との関係において、疑念や不信を招くことがないように、公正に行動しなければならない。
6. 教職員等は、公的研究費の不正使用を防止するため、不正発生要因の除去に努め、別に定める公的研究費の使用に関する『不正防止計画』に基づき行動しなければならない。